

子どもの権利・教育・文化 全国センター

ニュース 第62号 2019年10月31日

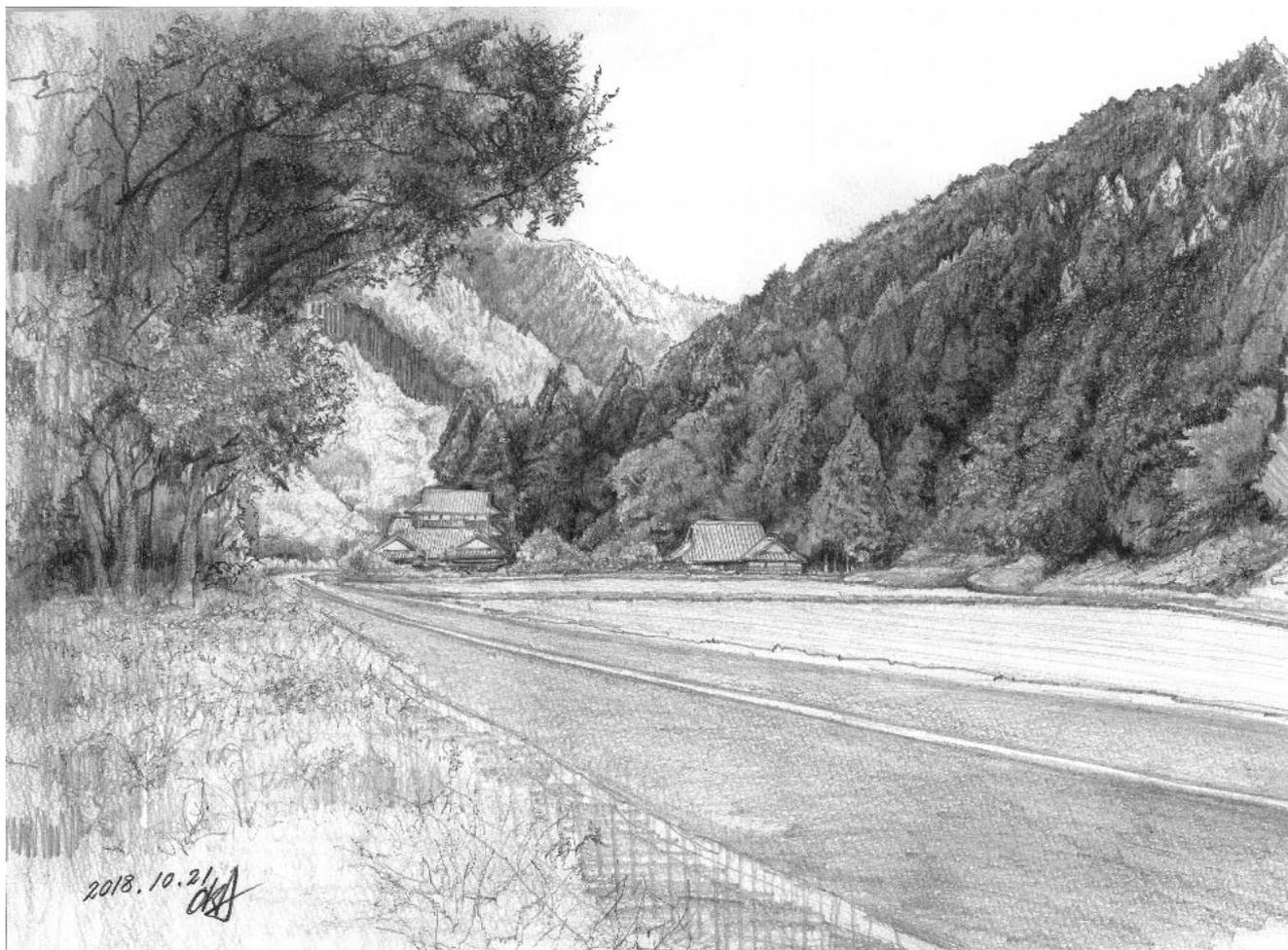
子どもの権利・教育・文化 全国センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館5F

TEL 03-5211-0133 FAX 03-5211-0134

ホームページ <http://kodomo.p-web.biz/>

メールアドレス kodomo@kodomo.p-web.biz



画・岡本正和（元山口県小学校教員）

みんなで21世紀の未来をひらく

教育のつどい

教育研究全国集会 2019 in 滋賀

8月16日～18日、「憲法と子どもの権利条約がいきで輝く教育と社会を確立しよう」をメインテーマに、「みんなで21世紀の未来をひらく教育のつどい—教育研究全国集会2019 in 滋賀」が開催され、3日間でのべ5000人の教職員、保護者、市民が参加しました。開会全体集会と7つの教育フォーラム、「特設」を含めて31の分科会で、熱い討論と交流がおこなわれました。



書道機動展示（県立伊吹高校）



Remember（私立近江兄弟社高校）

開会全体集会・現地企画

子どもの困難にどう向き合うか ～この子らを世の光に～

最初に、開催地滋賀県で戦後の混乱期に戦災孤児と知的障害児の施設「近江学園」を創設し、障害者福祉の向上に取り組んだ糸賀一雄氏の生涯が紹介されました。

次は、県立伊吹高校書道部のみなさんによる「書道機動展示」。連携の取れた躍動感あふれる書道パフォーマンスを繰り広げ、「新一步」と大書しました。「私たちはいつ大人になるの？ 私たちの将来はどこにあるの？」と問いながらも前を向き、「青春はひとりじゃない。夢見ることに勇気を持って。さあ一歩。自分らしく、もう一歩」とよびかけました。

その作品をバックに、私立近江兄弟社高校演劇部のみなさんが「Remember」を上演。「主役の子がケガで出演できなくなり、障害をもつ部員が代役に。うまく演じら

れず、『障害者が入って、台無し』だと演出からダメ出し。そこから、障害のあるなしにかかわらず、自分が抱えているプレッシャーや“生きづらさ”を率直にぶつけ合い、それを乗り越えて自分たちらしい劇を創っていく」という内容の台本を高校生自ら作り上げ、熱演しました。

シンポジウム

子どもの命を守ること

～子どもの人権・人間の尊厳～

- お 話 増山均さん（早稲田大学）
義基祐正さん（名寄市立大学）
聞き手 早久間学さん（滋賀・小学校教員）
澤篤子さん（滋賀・中学校教員）

義基さんは、スクールソーシャルワーカーとしての経験から「学校には“ものさし”がある」と述べ、それで

はかるのではなく「あなたはあなたのままでいいんだよ」という視点で子どもとかかわってきたと述べました。

増山さんは、教職員の多忙化が進んで、学校の文化活動や地域に出ていく機会が少なくなり、子どもの自由世界が縮小していると切り出し、国連子どもの権利委員会から指摘された「子ども期の貧困」に対して、子どもの声を聴くことや、「のんびりしていいんだよ」「失敗してもいいんだよ」など、複眼的な子育ての視点をもつことが大切だとしました。

早久間さん、澤さんは、年々困難が広がる学校の中で、集まって語り合う場を大切にしながら、子どもの行動の背景にあるものを考え、思いをうけとめながら子どもと向き合うとりくみを広げていると語りました。



それを受けて増山さんは「子どもたちが育て合う、生徒たちが育ち合う」、「子どもに親や教師が育てられる」という視点でとらえることが大切であり、そのためにも、子どもと向き合う大人たちが、自分たちの悩みや思い、辛さを分かちあい、アドバイスをし合える「セルフヘルプグループ」が必要だと述べました。

義基さんは、そうやって子どもにかかわる人たちが、自分の思いを語り、子どものことを語って心を豊かにしていくということ自体が、子どもの権利にとってすごく重要なことではないかと語りました。



教育フォーラム2

子どもをまんにした学校づくり・地域づくり

太田政男さん（大東文化大学）が、「学校統廃合によって学校が地域から離されている」と問題提起しました。

松井マユリさん（京都・新婦人）は、小中一貫校開校に至る地域のとりくみを報告。宅地化の進行で中学校の生徒数が1000人を超え、学校増設を要求しても、行政は「いまがピーク。新たな学校建設は考えていない」と回答。小中一貫校建設による統廃合が強行されましたが、一貫校の質的改善を求め、中学校の全員給食を実現させました。

室谷雄二さん（大阪・診療所理事）は、学校統廃合計画に待ったをかける共同のとりくみを紹介。「運動は両輪。1つは組合や地域の団体でつくる『統廃合に反対す

る会』。もう1つは町会長さんたちとの共同。これは初めての経験」。みんなで話し合っ、陳情や署名、集会にとりくんでいます。

学校現場から、今井典夫さん（兵庫・高校）が報告。学校設定教科「地域探求」を創設し、住民参加の公開授業や地域の調査活動、町長講演・地球サミットを開催。卒業論文『私の地域活性化プラン』を町に提言しました。

山本由美さん（和光大学）が、「統廃合を止めている地域では必ず保護者が声を上げている。そこにはキーパーソンがいるが、それは教職員だったことが多い」と発言。勇気と確信を得たフォーラムでした。

（新婦人・西川香子さん）

3.11 から 8 年半、本当の復興とは

～今 私たちにもとめられているもの～

原発問題住民運動全国連絡センターの伊東達也さんがコーディネーターとなって、福島原発事故による被害について5人の方が報告しました。ここでは、高校生の鴨下全生さんの報告を中心に紹介します。

鴨下さんは、原発事故によって避難を余儀なくされ、それまでのあたり前の生活が突如として奪われてしまったこと、避難先の学校でいじめにあったこと、いじめにあわないために避難者であることを隠して過ごした中学校時代のこと、やがて隠していることがとても辛くなったこと、などを語りました。

父親の鴨下祐也さんは、福島県原子力センターの放射線濃度のデータを示しながら、残留放射能の現状を説明し、文科省作成の「放射線副読本」や復興庁作成の一般向け「放射線のホント」の欺瞞性を指摘しました。



鴨下全生さんのまとめの発言「僕の本当の望みは、ごく普通に、隠し事のない社会で平和くらしたいということ」を聞き、そのために私たち大人は、学校は、どうすればいいのか……大きな宿題を持ち帰りました。

(全教・山本乃里子さん)

日本語指導が必要な児童・生徒と学校教育



河かおるさん(滋賀県立大学)がミニ講演で、「大切なことは、外国にルーツを持つ子どもが前向きになれること。『力になりたい』という周りの大人の気持ちが伝わるのが重要」と提起しました。3歳で来日した大学生の南崎サラ小百合さんは、努力して高校に進学したが「なぜ日本人にならないといけないの？私はブラジル人」と変化。10年ぶりに帰ったブラジルで違和感を感じたが、

アメリカ留学で様々なルーツをもつ人と出会い、「日系ブラジル人でもいい」と思え、楽になったと体験発表しました。各地からのレポート報告と討論を通して以下のことがあきらかにされました。

- ① 日本語支援教育は、「日本人になる」ためではなく、「日本で生活していく力をつける」ため。母語・母文化を大切にしてもらうことが重要。
- ② 評価・評定、入試制度の改善は大きな課題。発達には問題ないのに、言葉が分からないため特別支援学級へなど、日本語での発達検査には無理がある。
- ③ 「異文化交流・理解」から進んで、「多文化共生」をめざす教育を。外国人の子どもが教室にいることは、より豊かな学びにつながる。外国にルーツをもつ子どもたちを含めて「誰も置き去りにしない」教育を。

(現地実行委員会・西村太志さん)

「1年単位の変形労働時間制」導入反対！の声を上げよう

やっぱり「せんせい ふやそう」9.16 中央集会

4月から始まった「せんせい ふやそう」キャンペーンは、紙の署名とインターネットの署名を合わせて約3万人の賛同を得て、大きく広がっています。9月16日には都内で「子どもと教職員にゆとりと笑顔を！ やっぱり『せんせい ふやそう』中央集会」が開催され、全国から208人が参加しました。

「1年単位の変形労働時間制」を導入させてはならない

いま、国会に、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための法案がかかっています。集会では、この制度の問題点がリレー報告によってあきらかにされました。

「1年単位の変形労働時間制」とは、スキー場など時季によって業務の「繁忙」のある職場において、年間を平均した労働時間が週あたり40時間以内になることを条件に、1日8時間を超える労働時間の設定を可能にする制度です。あらかじめ、労働日と労働時間を定めて協定を結び、労基署に届けること、途中で変更することはできず、定めた労働時間が延長された場合には、時間外手当が発生する制度です。

全教常任弁護団の加藤健次弁護士は、①学校職場には業務の「繁忙」はなく、制度導入の前提条件がない、②長時間労働の解消にはつながらない、③時間外勤務の実態を覆い隠し、業務改善や定数増を求める根拠を見えにくくしてしまう、④労働基本権が制約された公立学校教員に導入することは労働法全体の体系を壊す、などの問題点を指摘しました。

すでに制度が導入されている国立大学附属学校に勤務する黒川陽司さんは、「所定の勤務時間を延ばしたり、縮めたりするだけでは、過重労働は解決できない」「そもそも時間内に終わる仕事量ではない」など、教職員の切実な声を紹介しました。

教職員の働き方は、重要な教育条件

労働科学研究所・慢性疲労研究センターの佐々木司さんは、医学研究のデータを示しながら、平日の勤務時間が延長され睡眠時間が短くなることは、疲労の回復やストレスの解消を不十分にし、「過労死」や「過労自死」の増加につながる大問題だと指摘しました。

全教の波岡知朗さんは、1965年に教職員定数の算定方法が議論された際、一人の教員が担当する授業を1日4コマとしたことを紹介し、今の学校にもそれをあてはめ、定数増を求める運動を広げようと呼びかけました。

みんなで手をとりあって

参加者交流会の中で、東京・西多摩の井出里美さんと津村冬子さんは、先生たちの忙しさに心を痛める子どもたちの声を紹介しながら、「学校は、子どもたちが安心して通える場所であってほしい。友達や先生との学び合い、関わり合いを通して豊かに成長できる場であってほしい」「そのためには、子どもの近くにいる先生たちが人間として大切にされる必要がある」と語り、「一人ひとりが大切にされ、子どもたちの豊かな成長を…と願う仲間として」、学校や教育の問題に立ち向かう「輪の中に私たち親を引き寄せてください」と発言しました。

最後に、この秋、「せんせい ふやそう」署名とともに、「1年単位の変形労働時間制」導入反対の請願署名を早急に広げていくことが確認され、そのことをアピールしながら、パレードが行われました。



大学入試 問題だらけの英語民間検定導入

波岡知朗さん（全日本教職員組合書記次長）

1. 大学入試に英語民間検定を利用

文科省は、2021年度大学入試で英語4技能をみるために英語民間検定を利用するとしています。

「高大接続改革」で、2021年度大学入試から現行のセンター試験に変えて「大学入学共通テスト」を実施するとし、特に英語に関しては現行が2技能（読む、聞く）を中心に評価するテストであるため変更が必要だとしていました。センター試験に「話す、書く」を加えることは難しいと判断した文科省は、4技能を1日で評価できる英語民間検定を使うとしたわけです。英語民間検定団体からの申請を受けて7つの検定を認定しました。しかし、TOEICが7月に「責任をもって各種対応を進めていくことが困難」として撤退を表明し、残り6つの検定（英検、GTEC、ケンブリッジ、TOEFL、TEAP、IELTS）でおこなうことが決定されました。

具体的な流れは、「共通ID」（高校2年生11月申込み、12月～1月取得）を使って高校3年生の4月～12月に最大2回の検定を受けることで、その成績（スコア）を「CEFR対照表」に照らして6段階評価（A1～C2）され、大学入試センターから各自が受験する大学に提供されるというものです。しかし、それを大学がどのように使うかは大学によってバラバラです。たとえば、どの段階を出願要件とするか、また、要件としないか、さらに、併用する「大学入学共通テスト」の英語に加点するかどうかなどまったくバラバラです。

2. 高校2年生だけでなく

高3生も不安と混乱に包まれている

すでに9月18日から英検の予約が開始され、予約期間が短すぎると批判されると11月まで延長したものの、英検以外の団体の動きが見えず、まず予約すべきかどうか悩んでいます。高3生が2020年度入試に失敗した場合、新テストに臨むことになりませんが、その説明も「不利にならないよう配慮」とあるものの具体的な説明は後回しにされています。

とにかく一番の問題は情報が足りなさ過ぎるという点です。野党合同ヒアリング等でも情報不足を指摘され、文科省は「各団体に情報をだすよう要請している」と答えるばかりで、自らの責任をとろうとしません。民間事業者に丸投げして、すべては事業者に要請しているので文科省の責任はないと言わんばかりです。

3. 英語民間検定の利用の問題点

- ① 各英語民間検定の内容がバラバラで、受験料負担や受験機会の公平性が確保されない点や経済状況や地域的な格差に対する方策がないこと、障害のある受験生への配慮が十分とは言えないこと、受験生が安心して受けられる体制が整っていないことなど、入試で最重要といえる公平性や公正性に対する疑問や不安が拭い去れない
- ② 英語4技能と各英語民間検定の目的や評価基準に違いがあることや、検定試験のスコアとCEFRとの対照の問題など、英語民間検定を入試で利用することそのものへの疑問がある
- ③ 英語民間検定の質に関する実質的な審査は行われておらず、試験の運営が民間検定試験団体に丸投げされ、第三者が監視・監査する制度がない
- ④ 高校会場の利用等を検討している検定もあり、公正性・公平性の低下と、会場となる高校の教員の負担増につながる
- ⑤ 合否判定に使わない、または、最小限の影響しか与えない使い方でありながら全員に受験を課す国立大学が多く、受験生は不合理な経済的・時間的・精神的負担を強いられる

大学入学共通テストを含む大学入試「改革」についての不安や不信感が高まり、大学入試制度への信頼性が大きく損なわれようとしています。文科省および大学入試センターは、こうした不安や問題を払拭することが求められています。

2019年9月28日（土）、教育子育て九条の会とシンポジウム実行委員会が表記のつどいを開きました。親による子どもへの虐待が相次ぎ、幼いのちが奪われていく痛ましい事件があとを絶ちません。なぜ、虐待はなくなるのか、私たちに何ができるのかを話しあいました。

シンポジスト

杉山 春 さん（ルポライター）

小笠原彩子さん（弁護士、NPO 非行克服支援センター理事長）

浅井 春夫さん（児童福祉論、立教大学名誉教授）

コーディネーター

田中 孝彦さん（臨床教育学、教育子育て九条の会呼びかけ人）

シンポジウム実行委員長の児玉洋介さん（東京総合教育センター）が挨拶し、「国連子どもの権利委員会は日本政府に対し、社会の競争的な性格が『子ども期』を奪っている。子どもの意見を受けとめ、子どもの保護について包括的な対策をとるようにと勧告しました。虐待問題を切り口に、私たちは何ができるかを考えましょう」と提起しました。

孤立し追い詰められる親、背景にある貧困

杉山春さんは「虐待をする親は、孤立し社会とつながれずにいる。虐待の背景には貧困の問題がある。ひどい親だという事実の背景に、その人が生活していける基盤が社会の中に十分にあるのか、という視点も大事ではないか。国が家族にたくさんのものを負わせ、背負いきれない人たちが追い詰められている。」と話しました。

また、「地域のプログラム力を多様につくり、適切な支援を」と訴えました。

本当に相談したいことができない

会場から児童相談所の職員が、児相の多忙な実態や、親・保護者との葛藤などについて次のように訴えました。

「児童相談所は本来、相談したい人が来るところ。しかしイメージが先行する中で、『虐待だといわれるのか』と親御さんへのプレッシャーになってしまい、本来の相談にいきつかないで終わってしまう。

一時保護された子どもも、一番求めているのは、親御さんに愛してほしいということ、それが痛いほどわかるが、子どもの希望をかなえてあげられない。児相の力不

足も、体制の問題もあります」。

児童相談所は福祉と司法が重なるところ

小笠原彩子さんは『泣き声通告』と言って、虐待があると思ったら189（いちはやく）で通告する義務がすべての国民にある。児相は『泣き声通告』があると、48時間以内に子どもの存在を確認する。また、児童福祉法第28条により、家庭裁判所の許可をとって、親の承諾なく子どもを養護施設に入れる権限もある。地域のNPO法人にも協力してもらい、地域に密着しながら活動できるように、児相の組織的整備を考えるべき」と発言しました。



貧困が虐待の構造的背景

浅井春夫さんは「経済的貧困が虐待に関わる暴力やジェンダーなど『貧困の文化』を形成しやすい」として、具体的な提案をしました。

- ・「虐待」「貧困」の概念の国民的な共有化
- ・学校での虐待発見の実践的な研修の必修化
- ・性教育で「からだの権利学習」を
- ・子育て支援をジェンダー平等の視点で具体化を

また、「児童福祉司の配置が日本はケタ違いに少ない。オスプレイ1機212億円、これを17機も買っている、こんな政治を変えなくてはいけない」とも強調しました。

コーディネーターの田中孝彦さんが「子どもの世界、親の世界に何がおこっているかを把握し、様々な領域の人たちと連携しながら、今後もとよりくんでいきたい」と結びました。

少年法の適用年齢引き下げ に反対する院内集会

11月7日(木) 正午～午後1時

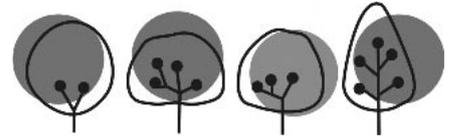
参議院議員会館講堂

参加費不要、事前申込み制(定員190名)

主催:日本弁護士連合会

子ども全国センターも共催団体に加わっています。

少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げることの是非について、2017年3月から法制審議会の少年法・刑事法部会で検討がされており、近く国会に提出される動きになっています。この件については、司法、福祉、教育、宗教その他いろいろな団体が危惧や反対の意見を持っています。部会での審議の状況を聞き、国会議員や市民団体等の報告をもとに考えます。



第65回子どもを守る文化会議

子どもの危機、私たちに何ができるか

～子どものいのち、からだ、あそび、文化を守るために～

2019年12月1日(日) 13:00～16:30

東京労働会館 7階・ラパスホール

記念講演「権利条約31条ってなあに？」

増山均さん(31条の会)

大屋寿朗さん(Art.31)

主催:子どもを守る文化会議実行委員会

共催:子どもの権利条約31条の会

子どもと文化のNPO Art.31

参加費500円

憲法と子育て・教育を考えるつどい

2019年12月21日(土) 10:30～16:30

京都教育文化センター

お話し「子どもたちの生きづらさはどこから」

香山リカさん(精神科医)

シンポジウム

希望は憲法

地域から、子育てと教育をつくる

草の根の共同を

コーディネーター 佐藤学さん

教育子育て九条の会事務局長／

安本法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合

参加無料、カンパお願い

憲法リーフ

再度ご活用を!

『大切にしたいのは平和・安全…』

安倍首相は、内閣改造でも露骨な布陣を行い、「2020年改憲」に向けて走ろうとしています。「9条改憲」には反対でも、「災害救助で活躍している自衛隊を憲法に書き込むのはいいのでは…」という疑問にこたえるリーフです。

情勢が緊迫するなか、中高生や若者への配布をはじめ、この秋もう一度活用していただくために、財政上厳しいですが頒価を下げますので、ご活用をよろしくお願ひいたします。



1部3円(送料別)

1000部以上は1部2円(送料別)